

警察法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（案）
 ○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

27 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、別表第三第二号の規定にかかわらず、附則第二十三項に定める人員に別表第三第二号の表埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員に、警視については十九人、警部については三十七人、警部補（巡査部長を含む。）については三百九十一人をそれぞれ加えた人員とする。

27 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、別表第三第一号の規定にかかわらず、附則第二十三項に定める人員（平成十九年三月三十一日までの間は、同項に定める人員に百五十四人を加えた人員）を別表第三第一号の表（平成八年三月三十一日までの間は、附則第二十一項の表）に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員に、警視については十九人、警部については三十七人、警部補（巡査部長を含む。）については三百九十一人をそれぞれ加えた人員とする。

別表第二（第七条関係）

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三五三人
青森県	二、二九五入
岩手県	二、一二五人
宮城県	三、六九〇人
秋田県	一、九四一人
山形県	一、九七六入
福島県	三、二七四人
茨城県	四、七九三人

北海道	一〇、三一八人
青森県	二、二八六入
岩手県	二、一一六入
宮城県	三、六七〇人
秋田県	一、九三三人
山形県	一、九六八入
福島県	三、二五六入
茨城県	四、七七〇人

栃木県	三、三七〇人
群馬県	三、三九五
埼玉県	一一、三〇九人
東京都	四二、六二六
千葉県	九、六三二人
神奈川県	一五、一九六
新潟県	四、一二二人
山梨県	一、六六〇人
長野県	三、三七九人
静岡県	六、一七〇人
富山県	一、九三一人
石川県	一、九六九人
福井県	一、七二五人
岐阜県	三、四六六人
愛知県	一三、一八九人
三重県	三、〇二一人
滋賀県	二、二三三人
京都府	六、四一人
大阪府	二〇、八八四人
兵庫県	一一、六六一人
奈良県	二、四四八人
和歌山県	二、一三三人
鳥取県	一、二一三人
島根県	一、五〇七人
岡山県	三、四四一人
広島県	五、〇五九人

栃木県	三、三五一人
群馬県	三、三七五人
埼玉県	一一、二四五人
東京都	四二、五四三人
千葉県	九、五七九人
神奈川県	一五、一三三人
新潟県	四、〇九九人
山梨県	一、六五二人
長野県	三、三六二人
静岡県	六、一四二人
富山県	一、九二二人
石川県	一、九六〇人
福井県	一、七一七人
岐阜県	三、四四六人
愛知県	一三、一四九人
三重県	三、〇〇四人
滋賀県	二、二三〇人
京都府	六、三八七人
大阪府	二〇、八一八人
兵庫県	一一、六二一人
奈良県	二、四三七人
和歌山県	二、一二三人
鳥取県	一、二〇八人
島根県	一、五〇一人
岡山県	三、四二六人
広島県	五、〇三六人

山口県	三、〇八四人
徳島県	一、五二九人
香川県	一、八三四人
愛媛県	二、四一九人
高知県	一、五九〇人
福岡県	一〇、八〇九人
佐賀県	一、六九四人
長崎県	三、〇二一人
熊本県	三、〇二五人
大分県	二、〇五三人
宮崎県	二、〇〇一人
鹿児島県	二、九九七人
沖縄県	二、六四一人

別表第三（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準

一 府県警察（大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察を除く。）における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

二 都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知

山口県	三、〇六九人
徳島県	一、五二二人
香川県	一、八二六人
愛媛県	二、四一〇人
高知県	一、五八二人
福岡県	一〇、七五七人
佐賀県	一、六八六人
長崎県	三、〇〇九人
熊本県	三、〇一二人
大分県	二、〇四三人
宮崎県	一、九九二人
鹿児島県	二、九八七人
沖縄県	二、六三二人

別表第三（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準

一 府県警察（大阪府警察、埼玉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察を除く。）における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

二 都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、都警察、道警察、大阪府警察、埼玉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福

県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とする。

東京都及び大阪府	埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県	(略)	都道府県	階級別
				警視部
				警部 査部長を含む。
分の二七	一、〇〇〇〇	(略)	(略)	(略)
分の五九	一、〇〇〇〇	(略)	(略)	(略)
分の五九八	一、〇〇〇〇	(略)	(略)	(略)

岡山警察の地方警察職員たる警察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とする。

東京都及び大阪府	埼玉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県	(略)	都道府県	階級別
				警視部
				警部 査部長を含む。
分の二五	一、〇〇〇〇	(略)	(略)	(略)
分の五七	一、〇〇〇〇	(略)	(略)	(略)
分の六〇二	一、〇〇〇〇	(略)	(略)	(略)